

掲示文書一覧(市長分)

令和7年6月18日

種別	番号	題名	主管課
告示	372	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書(謄本)の公示送達について	国民健康保険課
告示	373	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	374	都市景観重要建築物等の指定について	まちづくり指導課
公告	307	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	308	制限付一般競争入札の実施について	デジタル戦略室
公告	309	制限付一般競争入札の実施について	デジタル戦略室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 372号

令和 7年 6月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市仁豊野943番地212

中道 康恵

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 373号

令和 7年 6月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市大津区平松340番地

弘川 大河

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 374号

令和 7年 6月 18日

姫路市長 清 元 秀 泰

都市景観重要建築物等の指定について

姫路市都市景観条例（昭和62年姫路市条例第5号）第22条第1項の規定に基づき、下記の物件を都市景観重要建築物等として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 都市景観重要建築物等の名称 | 旧第三十四銀行姫路支店（今井内科） |
| 2 | 指定年月日・指定番号 | 令和7年 6月 17日 第46号 |
| 3 | 所在地 | 姫路市坂元町92番地 |
| 4 | 指定物件 | 主屋 煉瓦造二階建切妻棧瓦葺 |
| 5 | 都市景観重要建築物等の名称 | 土井家住宅 |
| 6 | 指定年月日・指定番号 | 令和7年 6月 17日 第47号 |
| 7 | 所在地 | 姫路市大津区平松503番地 |
| 8 | 指定物件 | 主屋 木造二階建入母屋本瓦葺
東土蔵 木造二階建切妻本瓦葺
その他附属施設（門、塀を含む。） |

姫路市公告第 307号

令和 7年 6月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年5月19日

姫路市指令土 第1-33-3号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市奥山字番条田307番2の一部、323番1の一部、324番の一部、327番の一部、328番1の一部、328番・330番合併2、329番1及び307番2地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市野里慶雲寺前町8番25号

有限会社野里プランニング

取締役 渡邊 俊哉

姫路市公告第 308号
令和 7年 6月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

令和8年1月導入パーソナルコンピュータ装置等賃貸借について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和8年1月導入 パーソナルコンピュータ装置等賃貸借
- (2) 概要
パーソナルコンピュータ装置等の賃貸借を行う。
- (3) 入札日時
令和7年（2025年）7月 7日（月） 14時00分
- (4) 入札場所
姫路市役所 入札室（東館1階）
- (5) 納入及び設置期限
令和7年（2025年）12月26日（金）
- (6) 納入及び設置場所
姫路市役所 本庁及び出先機関のうちの指定する場所
- (7) 担当課
姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室 （電話：079-221-2174）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない法人

- (2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない法人（地方税法（昭和25年法律第226号））
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (6) 他の入札参加申込者の協力会社等として重複参加していない者
- (7) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録された者で、かつ、業種「リース、レンタル」詳細業種「事務・OA機器」に登録されている者
- (8) 平成31年4月1日から参加表明書等提出日までの間において、パーソナルコンピュータ装置等の賃貸借契約（1年以上かつ100台以上）又は販売の実績（100台以上）がある者
- (9) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年6月30日（月）（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ（https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/r8_computer.html）よりダウンロードすること。

入札参加申込書と併せて、第2項第8号を証明する書類（契約書写し及び履行内容を証する書類）を提出すること。

提出された書類（入札参加申込書、第2項第8号を証明する書類）を基に受付後2日（本市の休日を除く。）以内に参加資格の審査を行い、その結果を入札参加者決定通知書により通知する。

また、落札事業者は入札日から契約日までに第2項第4号及び5号を証明す

る書類（納税証明書）を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年7月1日（火）正午までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、令和7年7月2日（水）に市ホームページに掲載する。なお、装置等の仕様書については市ホームページに掲載している。

(4) カタログ等提出期限

今回の入札に際し選定した機種のカタログを電子メールにて令和7年7月4日（金）正午までに提出すること。

(5) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 入札の無効について

次の入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(4) 不正行為によってなされたと認められる入札

(5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札

(6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

5 入札保証金について

入札保証金については、免除する。

6 その他

- (1) 使用する言語・通貨について
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 業者登録申請の受付について
特定政令第2条第2項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日までに告示第408号第4項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録されなければならない。
- (3) 契約の翌年度以降において、この契約に係る本市の予算に減額または削除があった場合については別途協議するものとする。
- (4) 入札書に記入する金額については、別紙の「入札説明書」を参考にする事と。
- (5) 本案件は、電子契約を活用した契約締結が可能である。電子契約を希望する場合、入札時に電子契約利用申請書を持参し、落札決定後に提出すること。電子契約利用申請書、操作マニュアル等は、市ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>) からダウンロードすること。電子契約を希望しない場合(従来の紙契約書による契約締結)、電子契約利用申請書の提出は不要である。

姫路市公告第 309号
令和 7年 6月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

令和8年3月導入 地域公共ネットワーク機器賃貸借について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年3月導入 地域公共ネットワーク機器賃貸借

(2) 概要

地域公共ネットワークシステムにおいて使用するネットワーク機器等の調達を行うもの。

(3) 入札日

令和7年（2025年） 7月 7日（月）

(4) 納入期限

令和7年（2025年） 8月 8日（金）

(5) 納入場所

本市の指定する事業者の事務所内

(6) 担当課

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室 （電話：079-221-2174）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない法人
- (2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月2

5日制定)に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。)がなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない者(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がない者)
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (6) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿(以下「業者登録名簿」という。)に登録された者で、かつ、姫路市契約事務取扱要綱(昭和62年6月20日制定)第5条に規定する登録業種「リース、レンタル」の詳細業種「事務・OA機器」に登録している者
- (7) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定)第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年7月1日(火)(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参すること又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/networkswitch.html>)よりダウンロードすること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年7月2日(水)正午までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、ホームページにて令和7年7月3日(木)に行う。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 落札候補者

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

(1) 落札候補者は、第2項に掲げる入札に参加する資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。

(2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、第2項に掲げる入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。

(3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。

(4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位から順次入札参加資格審査を行い、落札者が決定するまで入札参加資格審査を行うものとする。

(5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

(6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条の規定を適用する。なお、第5条第1項第2号の規定に該当する者はこれを免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

8 その他

- (1) 使用する言語・通貨について
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 業者登録申請の受付について
特定政令第2条第2項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日までに告示第408号第4項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録されなければならない。
- (3) 本案件は、電子契約を活用した契約締結が可能である。電子契約を希望する場合、入札時に電子契約利用申請書を持参し、落札決定後に提出すること。電子契約利用申請書、操作マニュアル等は、市ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>) からダウンロードすること。電子契約を希望しない場合（従来の紙契約書による契約締結）、電子契約利用申請書の提出は不要である。